

秋田県公報

目次

ページ

規則
○秋田県財務規則の一部を改正する規則(八四・財政課)……………1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第八十四号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「(県立大学事務局本荘事務室及び県立大学事務局大潟事務室にあつては、県立大学事務局長をいう。以下同じ。)」を削り、同項第六号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に、福岡事務所及び東京産業観光センターを「及び福岡事務所」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「出納局管財課」を「出納局総務事務センター」に、「物品要求伝票に基づく」を「物品等調達支払管理システムによる」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。
十二 物品等調達支払管理システム 次に掲げる事務を集中処理するための電子情報処理組織をいう。

- (一) 物品の調達及び購入代金の支出に関する事務
- (二) 第七十二条(見積書の徴取) 第二項第三号に規定する官報、定期刊行物等

の購入代金の支出に関する事務

(二) 第七十二条(契約の原則) ただし書の規定による複写機の使用に係る経費の支出に関する事務

(四) 長期継続契約に係る電気使用料、上下水道料及びガス使用料並びに通信電話料(以下「公共料金」という。)の支出に関する事務

第三条第一項第一号の表(イ)の項中「共通物品」を「物品等調達支払管理システムで処理する事務」に改め、同表(イ)の項中「係るもの」の下に「並びに物品等調達支払管理システムで処理する事務に係るもの」を加え、同表(イ)の項中「一件の取得価格一〇万円未満(需用費及び役務費で購入したものに限る。)」を「第八十五条第二項第六号及び第八号に掲げる経費に係る事項並びにこれらの経費を除く需用費及び役務費で一件の取得価格一〇万円未満のものに係る事項」に改め、同表(イ)の項を(三)の項とし、(三)の項を(四)の項とし、(四)の項を(五)の項とし、(五)の項の次に次のように加える。

(四) 物品の不用の決定に関する事。	重要な物品	重要な物品以外の物品
(五) 不用物品の処分に関する事。	一件の予定価格が一〇〇万円以上	一件の予定価格が一〇〇万円未満

第三条第一項第一号の表の備考第二号を削り、同表の備考第三号中「(五)」を「(三)」に改め、同表の備考第三号を同表の備考第二号とし、同表の備考第四号を同表の備考第三号とし、同表の備考第五号を同表の備考第四号とし、同項第三号(中)「物品要求伝票」の下に「(その作成に代えて物品等調達支払管理システムを使用して電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加え、同号中(四)及び(五)を削り、(六)を(四)とし、同項第五号中「出納局会計課長」を「出納局会計管財課長」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「福岡事務所及び東京産業観光センター」を「及び福岡事務所」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同号(二)の次に次のように加える。

- (三) 秋田県庁舎管理規則(昭和三十五年秋田県規則第八号)による県庁舎に係る光熱水費の支出命令(物品等調達支払管理システムで処理するものを除く。)
- 光熱水費の支出命令(物品等調達支払管理システムで処理するものを除く。)
- 第三項第一項第六号を削り、同項第七号(一)の次に次のように加える。
- (二) 第七十二条(整理区分) 第一号(二)に掲げる保管金の払出通知に関するこ

と。

(三) 一件の金額が百六十万円を超え五百万円未満の物品要求伝票に基づく購入回及び契約締結に関すること。

(四) 物品等調達支払管理システムで処理する第二条第三項第十二号(一)から(三)までに掲げる事務(以下「物品調達等事務」という。)で一件の金額が百六十万円を超えるものの支出命令に関する事。

(五) 物品等調達支払管理システムで処理する公共料金の支出命令に関する事。

(六) 第一百五十七条(契約の原則)ただし書の規定による複写機の使用に係る契約に關すること(部局(教育委員会及び警察本部を除く。)の使用に係るものであつて、別に定める事務依頼によるものに限る。)

第三条第一項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項第一号中「購入回」の下に「及び契約締結回」を加え、同項第二号を次のように改め、同項第三号を削る。

二 物品調達等事務で一件の金額が百六十万円以下のもの支出命令(支出負担行為同兼支出命令書により行うものを除く。)に關すること。

第三条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、財務に關する事務のうち物品調達等事務で一件の金額が百六十万円以下のもの支出命令(支出負担行為同兼支出命令書により行うもの(公共料金に係るものを除く。))に關する事務は、当該事務を担当する班長が専決する。

第四条中「会計課長」を「会計管財課長」に改める。

第五条第一号の表中「五〇万円」を「一〇〇万円」に改め、同条第二号中「会計課長」を「会計管財課長」に改め、同条第三号中「管財課長」を「会計管財課長」に改め、同号の表(六)の項から(八)の項までを削る。

第六条第九項中「第三条第二項」を「第三条(決裁区分)第二項」に改め、「できる集中調達管理員」の下に「又は同条第三項の規定により専決することができる当該班長」を加え、「その」を「それぞれの」に、「管財課長」を「総務事務センター長」に、「集中調達管理員」の下に「又は当該班長」を加える。

第七条第一項第二号中「共通物品」を「物品調達等事務」に改め、「係る支出命令」の下に「(物品等調達支払管理システムが整備されていない地方公所にあつては、集中処理に係る旅費及び共通物品に係る支出命令)」を加え、同条第二項中「共通物品」を「物品等調達事務」に改め、「支出命令」の下に「(物品等調達支払管理システムが整備されていない地方公所にあつては、物品要求伝票に基づく物品の購入契約の締結及び共通物品に係る支出命令)」を加え、同条第四項中「福岡事務所及び東京産業観光センター」を「及び福岡事務所」に改める。

第七条の二中「福岡事務所及び東京産業観光センター」を「及び福岡事務所」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所が所轄する市町村」を「大館市」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改める。

第八条第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を削り、同条第三号中「又は事務所長」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第八条の二第一項第一号の表(ウ)の項中「一件の取得価格一〇万円未満(需用費及び役務費で購入したものに限る。)」を「第八十五条第二項第六号及び第八号に掲げる経費に係る事項並びにこれらの経費を除く需用費及び役務費で一件の取得価格一〇万円未満のものに係る事項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第七条(地方公所の長等に対する委任)第一項及び第五項の規定により北秋田地域振興局長に委任された事務のうち、北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所に属する事務並びに北秋田地域振興局総務企画部県税課及び北秋田地域振興局大館福祉環境部についての前項第一号の表(ウ)、(イ)及び(オ)に掲げる事項(総務班長専決事項を除く。)については、北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長が専決できるものとする。

第八条の二第三項中「各号」を削り、同項第一号(一)を次のように改める。

(一) 物品調達等事務で一件の金額が百六十万円を超えるもの又は一件の金額が百六十万円を超える共通物品の支出命令に關すること。

第八条の二第三項第二号(二)を次のように改める。

(二) 物品調達等事務で一件の金額が十万円以上百六十万円以下のもの又は一件の金額が十万円以上百六十万円以下の共通物品の支出命令に關すること。

第八条の二第三項第三号(三)を次のように改める。

(三) 物品調達等事務で一件の金額が十万円未満のもの又は一件の金額が十万円未満の共通物品の支出命令に關すること。

第八条の二第五項中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所並びに北秋田地域振興局大館地区総合事務所が所轄する市町村」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所その他大館市」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に、「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「秋田県立大学木材高度加工研究所長、総合食品研究所長」を「健康環境センター所長、農林水産技術センター所長」に改め、「総合生活文化会館長」を削り、「博物館長」を「農業科学館長」に、「第九項」を「第八項」に、「秋田県立大学木材高度加工研究所総務管理課長、総合食品研究所次長、産業技

術総合研究センター総務企画部長」を「健康環境センター企画管理室長、農林水産技術センター企画経営室長、産業技術総合研究センター総務管理部長」に、「総合生活文化会館支配人」を削り、「博物館副館長」を「農業科学館副館長」に改め、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項の表を次のように改める。

東京事務所	総務企画課長
埋蔵文化財センター	総務課長

第八条の三第一項第二号を削り、同項第三号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所の」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所の」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項第三号及び第五号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所の」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改め、同条第三項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改め、「秋田県立大学木材高度加工研究所総務管理課長、総合食品研究所次長及び」を削り、「県立大学事務局本荘事務所の総務班長、県立大学事務局大潟事務所の総務班長、産業技術総合研究センターの総務班長、総合生活文化会館の総務班長」を「健康環境センターの総務管理班長、農林水産技術センターの総務班長、産業技術総合研究センターの総務管理班長」に、「博物館」を「農業科学館」に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同項の表東京事務所総務課長、農業試験場企画管理部長、畜産試験場管理部長、水産振興センター企画管理部長、森林技術センター企画管理部長の項中「東京事務所総務課長、農業試験場企画管理部長、畜産試験場管理部長、水産振興センター企画管理部長、森林技術センター企画管理部長」を「東京事務所総務企画課長」に改め、同表中県立大学事務局本荘事務所の総務班長の項から総合食品研究所総務管理課長の項まで及び総合生活文化会館総務班長の項を削り、同表近代美術館の総務班長、博物館の総務班長の項中「博物館」を「農業科学館」に改め、同表果樹試験場管理部長、職業能力開発校総務課長、埋蔵文化財センター総務課長、総務班長（地域振興局、県立大学事務局本荘事務所、

県立大学事務局大潟事務室、太平洋療育園、総合生活文化会館、生涯学習センター、近代美術館及び博物館の総務班長を除く。）の項中「果樹試験場管理部長、職業能力開発校総務課長」を「職業能力開発校総務班長」に、「県立大学事務局本荘事務室、県立大学事務局大潟事務室」及び「総合生活文化会館」を削り、「博物館」を「農業科学館」に改める。

第九条中「会計課長」を「会計管財課長」に改める。
 第十条第一項中「会計課長」を「会計管財課長」に、同項第二号(四)中「次号(一)」を「次号(四)」に改め、同項第三号(一)の下に「から(三)まで」を加え、同号(一)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(一) 物品等調達支払管理システムで処理する事務に係る一件の金額が八千万円未満の出納執行(二)及び次項第一号に掲げるものを除く。)に關すること。
 (二) 物品等調達支払管理システムで処理する公共料金の出納執行に關すること。

第十条第二項中「会計課」を「会計管財課」に改める。
 第十条の二第三項及び第四項中「会計課長」を「会計管財課長」に改める。
 第十一条第二項中「会計課長」を「会計管財課長」に改め、同条第三項中「会計課長」を「会計管財課長」に、「会計課上席主幹」を「会計管財課上席主幹」に、「会計課主幹」を「会計管財課主幹」に、「会計課副主幹」を「会計管財課副主幹」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所の」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所の」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改め、同項を同条第八項とする。

第十二条の表中

物品（証紙及び始動票札を除く）	税外未収金、入札保証金、契約保証金、行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金、災害により被害を受けた者に対する見舞金及び会議等負担金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に関する出納長の事務	当該課に属する出納長の事務
会計課長		

「管財課長(く)の出納保管及び公有財産の記録管理に関する出納長の事務

<p>課長</p> <p>会計管財</p>	<p>税外未収金、入札保証金、契約保証金、行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金、災害により被害を受けた者に対する見舞金及び会議等負担金の収納(指定金融機関への払込みを含む。)並びに物品(証紙及び始動票札を除く。)の出納保管及び公有財産の記録管理に関する出納長の事務</p>	<p>当該課に属する出納長の事務</p>
-----------------------	---	----------------------

に改め、同表地

域振興局の項中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改め、同表東京事務所の中「総務課長」を「総務企画課長」に改め、同表東京産業観光センターの項を削る。

第十二条の二中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に改める。

第十三条第一号の出納局の項中

<p>会計課上席主幹、 会計課主幹及び会計課副主幹</p>	<p>会計課長の職にある 出納員の事務を補助 執行する。</p>
<p>管財課上席主幹、 管財課主幹及び管財課副主幹</p>	<p>管財課長の職にある 出納員の事務を補助 執行する。</p>

に改め、同表地域振興局の項中

<p>会計管財課上席主幹、 会計管財課主幹及び会計管財課副主幹</p>	<p>会計管財課長の職にある出納員の事務を補助執行する。</p>
---	----------------------------------

「北秋田地域振興局大館地区総合事務所の」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改め、同条第二号の出納局の項中「会計課」を「会計管財課」に改め、同表地域振興局の項中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に改め、同表東京事務所の中「総務課」を「総務企画課」に改め、同表東京事務所の項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同表東京産業観光センターの項を削り、同条第三号の表中「出納局会計課長」を「出納局会計管財課長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改め、同条第四号の表中「管財課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員(現業職員を除く。)」を「会計管財課にあつては、庶務担当主査の職にある者(庶務担当主査を置かない場合にあつては、課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員(現業職員を除く。))のうちから知事が命ずる

者」に、

<p>出納員から委任される事務</p>	<p>出納長又は出納員の命を受けて補助執行する事務</p>
<p>庶務担当主査の職にある者(庶務担当主査を置かない場合にあつては、職員のうち知事が命ずる者)</p>	<p>上司の命を受けて出納長又は出納員の事務を補助執行する。</p>
<p>各部局の課に属する物品に係る管財課長の職にある出納員の事務</p>	

を

<p>出納員から委任される事務</p>	<p>会計管財課に属する物品 計管財課長の職にある出納 事務</p>
<p>各部局の課に属する物品 計管財課長の職にある出納 事務</p>	<p>当該地方公所又は物品公 る物品に係る所轄の地域 務企画部出納室長又は北 振興局総務企画部大館地</p>

務
に係る会
納員の事
に係る会
納員の事
に属す
振興局総
秋田地域
区総合事
の事務

当該地方公所又は物
品公所に属する物品
に係る所轄の地域振
興局総務企画部出納
室長又は北秋田地域
振興局大館地区総合
事務所長の職にある
出納員の事務

務所長の職にある出納員

に、「管財課以外」を「会計管財課以外」に改める。

第四十五条第二項第一号(ロ)を削り、同号中(カ)を(キ)とし、(キ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)を(コ)とし、(コ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)を(コ)とする。

第七十二条第一項第一号(ロ)を次のように改める。

(ロ) 北部男女共同参画センター使用料、南部男女共同参画センター使用料

第八十五条第四項中「支出科目内訳票」の下に「(物品等調達支払管理システムで処理するものにあつては、その作成に代えて物品等調達支払管理システムを使用して作成された電磁的記録を含む。以下同じ。)」を、「支出負担行為何兼支出命令書」の下に「(集中処理に係る旅費(警察本部に係る旅費を除く。))及び物品等調達支払

管理システムで処理する事務に係るものを除く。」を加える。

第八十七条第一項中「又は第一百十条」を、「第一百十条(通則)」に改め、「とする場合」の下に「又は第三百三十二条(口座振替による支払)第一項に規定する自動口座振替払により支出する場合」を加え、同条第二項中「(電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 支出命令者は、第一項本文の規定にかかわらず、物品等調達支払管理システムで処理する公共料金の支出命令については、債務が確定する前であっても行うことができる。

第八十八条に次の一項を加える。

3 債権者は、第三百三十二条(口座振替による支払)第一項に規定する自動口座振替払による支払を受けようとするときは、債権者の口座への自動振替に必要な別に定める情報を知事に報告しなければならない。

第八十九条中「第八十七条(支出の原則)第三項」を「第八十七条(支出の原則)第四項」に改める。

第九十六条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「部局」の下に「(県議会、教育委員会及び警察本部を除く。)」を加え、「庶務担当主査(警察本部にあつては警務課給与係長、庶務担当主査を置かない場合にあつては庶務)を「総務事務センターの給与」に、「の職」を「の職」に改め、同項第三号中「又は地方公所の出先機関」を削り、「又は当該地方公所の出先機関の長」を「の長又は第一号に規定する者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「ある者」の下に「又は第一号に規定する者」を加え、「又は」を「又は当該」に改め、「指定された者」の下に「又は第一号に規定する者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 県議会及び教育委員会にあつては、庶務担当主査(庶務担当主査を置かない場合)にあつては、庶務を担当する上席主幹、主幹又は副主幹の職にある者

三 警察本部にあつては、警務課給与係長の職にある者

第九十八条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる支出命令をしようとするときは、当該各号に定める書類を添付することを要しない。

一 第八十七条(支出の原則)第二項の規定による集中処理に係る旅費の支出命令 旅費請求書

二 物品調達等事務(第八十条の五(検査調書の作成を省略できる場合)第一項の規定により検査調書の作成を省略したものを除く。)に係る支出命令 検査調

書

第九十八条に次の一項を加える。

2 支出命令者は、前項本文の規定にかかわらず、第八十七条（支出の原則）第三項に規定する場合においては、支出命令書等に請求書又は支出調書及び別表第五に掲げる債務の確定を証する書類を添付することを要しない。

第九十九条第二項中「支出命令書にあつては」を「当該支出命令が支出命令書によるものであるとき」に、「決裁原議」を「原議」に改め、「」の下に「これに」を、「ただし、」の下に「当該支出命令が物品等調達支払管理システムで処理する事務に係るものである場合又は」を加え、「ものにあつて」を「ものである場合」に改める。

第九十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、給与支払事務管理者が総務事務センター長である場合にあつては、給与関係報告書による通知に代えて、給与の支払に関する事務を処理するための電子情報処理組織を使用して作成された電磁的記録により通知することができる。

第九十九条第二項中「給与関係報告書を受理したときは、」を「規定による通知があつたときは、その」に、「当該給与関係報告書に記載されている」を「当該通知に係る」に改める。

第二百一条に次の一項を加える。

2 総務事務センター長が給与支給明細書に記載することとされている事項に係る情報をその使用に係る給与の支払に関する事務を処理するための電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを給与の支払に関する事務を処理するための電子情報処理組織を使用して職員が閲覧することができる状態に置いたときは、給与資金前渡職員は、前項の規定にかかわらず、給与支給明細書を職員に交付し、又は他の一部に領収印を徴し、所属長の確認を受け、若しくは保存することを要しない。

第二百四十四条第四項中「地方出納機関は、」の下に「第八十七条（支出の原則）第三項に規定する場合を除き、」を加える。

第二百二十七条第二項及び第二百二十九条第二項中「指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、並びに」を削り、「指定金融機関に」の下に「支払依頼書、」を加える。

第三百三十二条第一項中「対しては」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動口座振替払（出納長が債権者及び指定金融機関とあらかじめ契約し、債権者からの振替に必要な情報の報告を受けて、債権者が指定した期日に県の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振替することにより支払う方法をいう。以下同じ。）により支払う場合は、口座振替通知明細表及び口座振替済通知書を送付することを要しない。

第三百三十二条第三項中「第一項」を「第一項本文」に、「代え」を「代え、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動口座振替払により支払われたときは、口座振替済通知明細表を徴しないものとする。

第三百三十二条に次の一項を加える。

4 出納長は、自動口座振替払により支払をしようとするときは、第二百四十四条（支出命令の審査）第一項に掲げる事項を確認し、適正と認めたとときでなければ支払をしてはならない。

第二百五十八条第一項中「並びに」を「及び」に、「申請時期及び方法」を「申請方法」に改める。

第七十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、契約の相手方となるべき者に見積書に記載すべき事項に係る情報を物品等調達支払管理システムを使用して物品等調達支払管理システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録させたときは、見積書を徴したものとみなす。

第七十二条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第八十条の四第一項に後段として次のように加える。

この場合において、検査員が検査調書に記載すべき事項に係る情報を物品等調達支払管理システムを使用して物品等調達支払管理システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録したときは、検査調書を作成し、及び契約担当者に提出したものとみなす。

第八十条の四第二項中「行なつた」を「行つた」に、「記載しなければ」を「記載し、又は物品等調達支払管理システムを使用して物品等調達支払管理システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければ」に改める。

第八十条の五第二項に次のただし書を加える。

ただし、物品等調達支払管理システムで処理するものについては、この限りでない。

第二百八十八条第一項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

第二百二十八条第一項第一号中「責に」を「責めに」に改め、同項第四号中「前各号」の下に「に掲げるもの」を加え、同条第三項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

第二百二十九条第二項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

第二百四十六条第三号中「、地方消費税交付金及び県立大学における奨学を目的とする寄附金を原資として交付する交付金」を「及び地方消費税交付金」に改める。

第二百七十二条第一号(四)を削り、同号(五)を同号(四)とする。

第二百九十七条第一項中「指定金融機関は、」の下に「出納長から」を加え、「出納長からの資金及び」を削る。

第二百九十九条第一項中「第三百三十二条（口座振替による支払）第一項」を「第三百三十二条（口座振替による支払）第一項本文」に、「県」を「県」に改め、同項に後段として次のように加える。

自動口座振替に係る債権者から請求があつたときも、同様とする。

第二百九十九条第二項中「前項」を「前項前段」に、「口座振替」を「口座振替を」に改める。

第三百七条の二第二項中「管財課長」を「会計管財課長」に改める。

第三百二十六条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第三百二十六条の二第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「引継がなければ」を「引き継がなければ」に改める。

第三百二十六条の三に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第三百三十条の二第二項中「又はその面積」を「は一平方メートルとし、使用面積」に、「一平方メートルとして貸付料の額を計算する」を「当該端数を一平方メートルとする」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「に満たない」を「未満である」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、使用時間が七時間以下であるときは、使用時間一時間につき使用期間が一日であるものとして同号の規定により計算した額を八で除して得た額として計算する。この場合において、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

第三百三十三条の見出し中「取り壊し」を「取壊し等」に改め、同条第一項中「を取り壊そうとする」を「の取壊し又は立木竹の伐採等を行う」に、「建物等取壊し協議書」を「建物等取壊し等協議書」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第三百四十一条中「管財課長」を「会計管財課長」に改める。

第三百四十二条第一号中「管財課長」を「総務事務センター長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改める。

第三百四十八条中「の各号」を削り、同条第二号中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に改め、「百万円

以上の物品」の下に「及び物品等調達支払管理システムを使用して購入する物品」を加える。

第三百五十一条中「共通物品要求伝票」及び「一般物品要求伝票」の下に「（その作成に代えて物品等調達支払管理システムを使用して電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、「管財課長」を「総務事務センター長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改める。

第三百五十二条中「執行し、」の下に「当該物品の購入が物品等調達支払管理システムを使用して行われる場合を除き、」を加える。

第三百五十三条第二項中「ときは、」の下に「当該契約が物品等調達支払管理システムを使用して購入する物品に係るものである場合を除き、」を加える。

第三百五十七条中「所管換物品通知票」の下に「とし、これらの書類の作成に代えて物品等調達支払管理システムを使用して電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

第三百六十条第二項中「課長又は」、課長にあつては管財課長、物品公所の長にあつては」及び「を經由して管財課長」を削る。

別表第一総務企画部の項中「総務事務ITシステム推進チームリーダー」を削り、同表健康福祉部の項中「高齢者健康づくり推進チームリーダー」を「各チームリーダー」に改め、同表建設交通部の項中「秋田・韓国交流促進チームリーダー」を「技術管理室長」に改める。

別表第二学術国際部長の項中「県立大学事務局、県立大学事務局本荘事務室、県立大学事務局大潟事務室、秋田県立大学木材高度加工研究所、衛生科学研究所、環境センター、総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター」を「健康環境センター、農林水産技術センター」に改め、「果樹試験場分場」を削り、同表生活環境文化部長の項中「総合生活文化会館」を「生活センター」に改め、「鳥獣保護センター」の下に「中央男女共同参画センター」を加え、同表農林水産部長の項中「果樹試験場分場」を削り、同表産業経済労働部長の項中「東京産業観光センター」を削る。

別表第二の二第八十七号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改め、同表第九十九号の四を次のように改める。

九十九の四 中央男女共同参画センター使用料
別表第二の二第九十一号から第九十六号までを次のように改める。

百九十一から百九十六まで 削除
 別表第二の二第二百四十号の六を次のように改める。
 二百四十の六 通訳案内士登録手数料
 別表第二の二第二百四十号の八及び第二百四十号の九を次のように改める。
 二百四十の八 通訳案内士登録証訂正手数料
 二百四十の九 通訳案内士登録証再交付手数料
 別表第二の二第二百七十九号の九の次に次の三号を加える。
 二百七十九の十 性風俗関連特殊営業の届出に係る確認書交付手数料
 二百七十九の十一 性風俗関連特殊営業の変更届出等に係る確認書交付手数料
 二百七十九の十二 性風俗関連特殊営業の変更届出等に係る確認書の再交付手数料
 別表第四に次のように加える。

7 自動口座 振替払	債権者から振替に必 要な情報の報告があ ったとき。	口座振替しよ うとする額		
---------------	---------------------------------	-----------------	--	--

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

